

財政的援助団体等監査の結果に 基づく措置事項

平成 2 7 年 度

佐 賀 県 監 査 委 員

平成28年6月1日付けで公表した財政的援助団体等監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により佐賀県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成28年10月28日

佐賀県監査委員	池田	巧
同	森田	信彦
同	三竿	博史
同	石倉	秀郷

目 次

1 重要な指摘事項に係る措置事項	1
(な し)	
2 その他指摘事項・検討を要する事項に係る措置事項	1
2-1 各団体に対するもの	
公益財団法人佐賀県総合保健協会（健康増進課）	1
公益財団法人佐賀県アイバンク協会（健康増進課）	1
公益財団法人佐賀県地域産業支援センター（産業企画課）	2
公益財団法人さが緑の基金（森林整備課）	2
株式会社近鉄エクスプレス（空港課）	2
社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会（福祉課）	3
社会福祉法人誠心会（長寿社会課）	3
社会福祉法人唐津福祉会（長寿社会課）	3
社会福祉法人たちばな会（長寿社会課・障害福祉課）	4
社会福祉法人済昭園（長寿社会課）	4
一般財団法人佐賀県老人クラブ連合会（長寿社会課）	4
一般社団法人佐賀市医師会（医務課）	5
医療法人博文会小柳記念病院（医務課）	5
佐賀県青少年育成県民会議（こども未来課）	6
学校法人清風学園（こども未来課）	6
榎田ファミリーホーム（こども家庭課）	6
唐津商工会議所（経営支援課）	7
唐津地区有害鳥獣広域駆除対策協議会（生産者支援課課）	7
一般社団法人佐賀県農業会議（農産課）	8
神崎市土地改良区（農地整備課）	8
東与賀町土地改良区（農地整備課）	8
まつら森林組合（林業課）	9
太良町森林組合（林業課）	9
佐賀県高等学校文化連盟（学校教育課）	10
佐賀県高等学校体育連盟（保健体育課）	10
“さが”農産物ブランド確立対策推進協議会（流通・通商課）	11
佐賀県ヨット連盟	
〔佐賀県ヨットハーバー〕（スポーツ課）	11
一般社団法人佐賀県聴覚障害者協会	
〔佐賀県聴覚障害者サポートセンター〕（障害福祉課）	11

2-2 各所管課及び関係課に対するもの

【出資団体等関係】

畜産課（公益財団法人佐賀県畜産協会）	12
--------------------	----

【補助金等交付団体関係】

空港課（株式会社近鉄エクスプレスほか4団体）	12
福祉課（社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会）	13
長寿社会課（佐賀県老人クラブ連合会）	14
障害福祉課（社会福祉法人たちばな会ほか6団体）	14
医務課（医療法人博文会小柳記念病院ほか2団体）	15
健康増進課（独立行政法人国立病院機構東佐賀病院）	15
こども未来課（佐賀県青少年育成県民会議）	16
こども未来課（学校法人清風学園ほか73団体）	16
こども未来課（学校法人清風学園ほか70団体）	16
こども家庭課（榎田ファミリーホーム）	17
産業人材課（職業訓練法人唐津高等職業訓練運営会ほか10団体）	17
生産者支援課（唐津地域有害鳥獣広域駆除対策協議会ほか13団体）	18
林業課（まつら森林組合ほか17団体）	18
農地整備課（東与賀土地改良区ほか28団体）	19
学校教育課（佐賀県高等学校文化連盟）	19
保健体育課（佐賀県高等学校体育連盟）	19
港湾課（佐賀県伊万里港振興会）	20

【公の施設の指定管理団体関係】

障害福祉課（一般社団法人佐賀県聴覚障害者協会 [佐賀県聴覚障害者サポートセンター]）	20
健康増進課（特定非営利活動法人佐賀県難病支援ネットワーク [佐賀県難病相談・支援センター]）	21

1 重要な指摘事項に係る措置事項

(な し)

2 その他指摘事項・検討を要する事項に係る措置事項

2-1 各団体に対するもの

監 査 対 象 団 体	公益財団法人佐賀県総合保健協会
監 査 執 行 年 月 日	平成 27 年 9 月 17 日
(監査の結果) 【出資団体関係】 (1) 理事会の運営で不十分なものがあつた。 定款において、会長、副会長、専務理事及び常務理事は、自己の職務の執行の状況を、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上理事会に報告しなければならないとされているが、行われていなかった。	(措置の内容) 【所管課：健康増進課】 ○ 公益財団法人佐賀県総合保健協会に対し、定款で定める職務執行状況報告を行うことを指導し、指導後の理事会で職務の執行状況を報告していることを確認している。

監 査 対 象 団 体	公益財団法人佐賀県アイバンク協会
監 査 執 行 年 月 日	平成 27 年 8 月 19 日
(監査の結果) 【出資団体関係】 (1) 組織又は諸規程で見直しが必要なものがあつた。 諸規程と組織の実態が整合していないことから、組織又は規程の見直しを行う必要がある。 ① 事務処理規則第3条では、事務局に事務局長を置くことと規定されているが、事務局長を選任されておらず、規定との齟齬が生じている。 ② 経理基準第3条では、経理責任者は常務理事と規定されているが、常務理事を選任されておらず、規定との齟齬が生じている。	(措置の内容) 【所管課：健康増進課】 ○ 平成 28 年 5 月 21 日に開催された評議員会において、事務局長が選任されたことを確認した。 ○ 平成 28 年 3 月 25 日付けで経理規程第3条の規定の改正が行われ、代表理事が経理責任者を兼任することが可能となった。 現在、経理責任者は、代表理事が兼任されている。

監 査 対 象 団 体	公益財団法人佐賀県地域産業支援センター
監 査 執 行 年 月 日	平成 27 年 10 月 1 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【公益財団法人佐賀県地域産業支援センター運営費補助関係】</p> <p>(1) 実績報告で十分でないものがあつた。</p> <p>補助金で取得した備品については、公益財団法人佐賀県地域産業支援センター運営費補助金交付要綱第 8 条第 3 項の規定に基づき、実績報告書に添えて取得財産等明細表を県へ報告する必要があるにもかかわらず、これを行っていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課：産業企画課】</p> <p>○ 補助金交付要綱に基づき、実績報告書の添付資料として、取得財産等明細表を提出するよう指導した結果、平成 27 年 9 月 10 日に県へ提出され、内容を確認した。</p>

監 査 対 象 団 体	公益財団法人さが緑の基金
監 査 執 行 年 月 日	平成 27 年 7 月 31 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県造林事業補助関係】</p> <p>(1) 承認手続きで、適正でないものがあつた。</p> <p>決裁規程では常務理事の専決事項に係るものを、事務局長の専決で処理していた。</p> <p>事業名：よかウッドフェスタ（併催事業緑化祭）開催企画運營業務委託 契約金額：1,100,000 円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課：森林整備課】</p> <p>○ 今後は決裁区分を守り、確実に常務理事の専決で処理するよう指導した。</p>

監 査 対 象 団 体	株式会社近鉄エクスプレス
監 査 執 行 年 月 日	平成 27 年 10 月 27 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県佐賀空港国際貨物利用促進事業補助関係】</p> <p>(1) 交付申請で、適正でないものがあつた。</p> <p>補助金の交付額には影響は生じないものの、補助金交付申請書添付の国際貨物取扱実績で、補助単価の適用を誤っているものがあつた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課：空港課】</p> <p>○ 今後、同様な事態が発生しないよう、補助対象額の算定にあたっては、細心の注意を払い、再発防止を徹底するよう指導した。</p>

監 査 対 象 団 体	社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会
監 査 執 行 年 月 日	平成 27 年 9 月 29 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県社会福祉協議会運営事業（県単）補助金関係】</p> <p>(1) 実績報告書で誤っているものがあつた。 補助金の交付額には影響は生じないものの、補助対象とする職員を補助金申請時から変更しているにもかかわらず、事業実施結果報告書（別紙2）の職員名簿を、申請時から所要の修正を行わないままに報告していた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課：福祉課】</p> <p>○ 県社会福祉協議会に修正を依頼し、書類の差替えを行った。</p>

監 査 対 象 団 体	社会福祉法人誠心会
監 査 執 行 年 月 日	平成 27 年 7 月 22 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【高齢者福祉施設災害時避難車両整備事業費補助金関係】</p> <p>(1) 契約事務で適正でないものがあつた。 ①入札結果が確認できる書類が作成されていなかった。 ②予定価格調書が作成されていなかった。 ③契約締結後の届出がされていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課：長寿社会課】</p> <p>○ 作成し、提出済みである。 ○ 作成し、提出済みである。 ○ 提出済みである。</p>

監 査 対 象 団 体	社会福祉法人唐津福祉会
監 査 執 行 年 月 日	平成 27 年 6 月 23 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【高齢者福祉施設災害時避難車両整備事業費補助金関係】</p> <p>(1) 契約事務で適正でないものがあつた。 競争により契約を締結した時は、入札結果及び契約書の写しを知事に届け出ることとなっているが、届け出がなされていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課：長寿社会課】</p> <p>○ 提出済みである。</p>

監 査 対 象 団 体	社会福祉法人たちばな会
監 査 執 行 年 月 日	平成 27 年 8 月 4 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【高齢者福祉施設災害時避難車両整備事業費補助金関係】</p> <p>(1) 契約事務で適正でないものがあつた。 競争により契約を締結した時は、入札結果及び契約書の写しを知事に届け出ることとなっているが、届け出がなされていなかった。</p> <p>【佐賀県社会福祉施設等耐震改修等整備費補助〔耐震改修分〕関係】</p> <p>(1) 補助事業の年度繰越に伴う現年度の出来高に関する実績報告書が提出されていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課：長寿社会課】</p> <p>○提出済みである。</p> <p>【所管課：障害福祉課】</p> <p>○ 補助事業の事務執行にあたっては、年度繰越に伴う現年度の出来高に関する実績報告書の提出等、適切に処理するよう指導した。</p>

監 査 対 象 団 体	社会福祉法人済昭園
監 査 執 行 年 月 日	平成 27 年 8 月 27 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【高齢者福祉施設災害時避難車両整備事業費補助金関係】</p> <p>(1) 契約事務で適正でないものがあつた。 競争により契約を締結した時は、入札結果及び契約書の写しを知事に届け出ることとなっているが、届け出がなされていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課：長寿社会課】</p> <p>○ 提出済みである。</p>

監 査 対 象 団 体	一般財団法人佐賀県老人クラブ連合会
監 査 執 行 年 月 日	平成 27 年 10 月 8 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県老人クラブ活動推進員設置費補助関係】</p> <p>(1) 規程類で改正を要するものがあつた。 補助事業経費の執行に必要な給与規程や旅費規程などの規程類の改正が行われておらず、実際の運用と齟齬が生じていた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課：長寿社会課】</p> <p>○ 給与規程や旅費規程等、各種規程の整備、改善について、平成 28 年度中に改善する。</p>

監 査 対 象 団 体	一般社団法人佐賀市医師会
監 査 執 行 年 月 日	平成 27 年 6 月 17 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県看護師等養成所運営費補助関係】</p> <p>(1) 契約事務で適正でないものがあつた。 生徒用のノートパソコンの整備に当たり、前年度購入業者と随意契約を行っていたが、競争入札により契約すべきであつた。</p> <p style="text-align: right;">購入単価 91,800 円 購入台数 18 台 合 計 1,652,400 円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課：医務課】</p> <p>○ 事業者に対して、補助金交付要綱等に基づき適正に事務処理を行うよう指導し、改善を図つた。</p>

監 査 対 象 団 体	医療法人博文会小柳記念病院												
監 査 執 行 年 月 日	平成 27 年 6 月 4 日												
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県病院内保育所運営事業費補助関係】</p> <p>(1) 実績報告書の内容に誤りがあつた。 補助金の交付額には影響は生じないものの、実績報告書において、収支決算書及び収支状況報告書の一部を誤って記載していた。</p> <p>① 保育料の徴収を翌月に行われているにもかかわらず、保育料収入の報告として、4月～3月に徴収した額で報告されており、保育対象期間と1か月のずれが生じていた。</p> <p>② 給与費に7月賞与分の計上が漏れていた。</p> <p>③ 実績報告では退職給与引当金繰り入れが計上されているものの、病院の決算書には計上がなく、整合していなかった。</p> <p style="text-align: right;">(円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%;">正</th> <th style="width: 35%;">誤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育料収入</td> <td style="text-align: right;">2,799,000</td> <td style="text-align: right;">2,915,900</td> </tr> <tr> <td>給与費</td> <td style="text-align: right;">22,439,924</td> <td style="text-align: right;">20,355,506</td> </tr> <tr> <td>退職給与引当金繰入</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: right;">920,000</td> </tr> </tbody> </table>		正	誤	保育料収入	2,799,000	2,915,900	給与費	22,439,924	20,355,506	退職給与引当金繰入	0	920,000	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課：医務課】</p> <p>○ 事業者に対し、実績報告書に誤りが無いよう、確認の徹底と適正な事務処理について指導し、改善を図つた。</p>
	正	誤											
保育料収入	2,799,000	2,915,900											
給与費	22,439,924	20,355,506											
退職給与引当金繰入	0	920,000											

監 査 対 象 団 体	佐賀県青少年育成県民会議
監 査 執 行 年 月 日	平成 27 年 6 月 30 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県子ども・若者育成支援推進事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補助事業の執行で適正でないものがあつた。 補助金額の減額を伴う内容の変更に際し、変更承認申請書を提出していなかつた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課：こども未来課】</p> <p>○ 補助金額に変更が生じた際には、補助金交付要綱に基づき、必ず変更交付申請を行うよう指導した。</p>

監 査 対 象 団 体	学校法人清風学園
監 査 執 行 年 月 日	平成 27 年 8 月 18 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県私立幼稚園運営費補助金関係】</p> <p>(1) 補助対象経費の取扱いについて、適正でないものがあつた。 補助金の交付額には影響は生じないものの、実績報告書において、補助対象外経費の一部を補助事業に要した経費に含めて報告していた。 ・旅費及び食糧費 嘉瀬幼稚園 139,450 円</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課：こども未来課】</p> <p>○ 今後は補助対象外経費を含めることのないよう、十分に確認し、報告を行うよう適正な事務処理について指導した。</p>

監 査 対 象 団 体	榎田ファミリーホーム
監 査 執 行 年 月 日	平成 27 年 9 月 1 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【平成 26 年度佐賀県安心こども基金特別対策事業費補助（児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業）関係】</p> <p>(1) 契約事務で適正でないものがあつた。 補助金の交付額には影響は生じないものの、補助金交付要綱で証拠書類の整備・保管が必要であるにもかかわらず、対象事業費の一部について領収書等を保管していないものがあつた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課：こども家庭課】</p> <p>○ 榎田ファミリーホームに対し改善を指導した。平成 28 年 2 月 5 日付で、今後は補助金等公金の管理を規定に基づき適正に行う旨の改善報告を受けた。</p>

監 査 対 象 団 体	唐津商工会議所
監 査 執 行 年 月 日	平成 27 年 6 月 16 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県小規模事業経営支援事業費補助関係】</p> <p>(1) 家族手当の認定について、不適切なものがあつた。</p> <p>家族手当の認定で、被扶養者の所得を証明する証明書が添付されていないものがあつた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課：経営支援課】</p> <p>○ 被扶養者の所得を証明する書類が添付されていなかった職員について、当該書類が提出され、認定要件を満たしていることを確認した。</p> <p>今後も、給与規程に沿った運用を行うよう指導した。</p> <p>○ また、今後は、再発防止のため、必要書類を確認するためのチェックシートを作成し、書類の漏れがないかどうかのチェックを行う旨の報告を受けている。</p>

監 査 対 象 団 体	唐津地域有害鳥獣広域駆除対策協議会
監 査 執 行 年 月 日	平成 27 年 11 月 10 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県イノシシ等被害防止対策事業費補助関係】</p> <p>(1) 補助事業の執行（捕獲報償金）で、適正でないものがあつた。</p> <p>捕獲報償金の交付対象者は、唐津地域有害鳥獣捕獲報償金交付要領によれば、有害鳥獣を捕獲した従事者となっているが、捕獲報償金の支払は各地区駆除班の代表者に支出されていた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課：生産者支援課】</p> <p>○ 唐津地域有害鳥獣広域駆除対策協議会で定めた交付要領では、捕獲従事者への支払いは各地区の駆除班を通じて行うとされているものの、駆除班の一部において、捕獲従事者から駆除班代表者に受領事務を委任する委任状が適切に作成されていないといった不備な事務処理がなされていた。</p> <p>このため、唐津協議会事務局に対し、捕獲従事者からの適切な委任状を確認したうえで支払うよう不備な点を改め、適切に事務処理するよう指導している。</p>

監 査 対 象 団 体	一般社団法人佐賀県農業会議
監 査 執 行 年 月 日	平成 27 年 7 月 28 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県農業委員会等交付金等事業補助関係】</p> <p>(1) 通勤手当の支給事務で、適正でないものがあった。</p> <p>通勤手当の支給にあたり、通勤手当の認定をしていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課：農産課】</p> <p>○ 一般社団法人佐賀県農業会議に対し、通勤手当の支給事務において通勤手当の認定を行うよう指示し、以下のとおり改善が図られていることを確認した。</p> <p>(1) 通勤手当認定簿により、通勤手当の認定が行われていることを確認した。</p>

監 査 対 象 団 体	神崎市土地改良区
監 査 執 行 年 月 日	平成 27 年 9 月 15 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県水土総合強化推進事業費補助関係】</p> <p>(1) 契約事務で適正でないものがあった。</p> <p>1 件 50 万円を超える随意契約を行う際、工事執行規程に定める予定価格調書が作成されていなかった。</p> <p>(2) 財産管理台帳の整備で適正でないものがあった。</p> <p>フェンス改修に伴い、効用の増加した財産について、財産管理台帳に記載がなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課：農地整備課】</p> <p>○ 今後、同様の事態が発生しないよう、工事等執行規程の遵守を徹底するよう指導した。</p> <p>○ フェンス補修の台帳への記載を確認した。今後は適切な台帳整備を徹底するよう指導した。</p>

監 査 対 象 団 体	東与賀町土地改良区
監 査 執 行 年 月 日	平成 27 年 10 月 22 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県地域農業水利施設ストックマネジメント事業補助関係】</p> <p>(1) 財産管理台帳の整備で適正でないものがあった。</p> <p>保有施設については、「農業用施設台帳」に記載して管理するようにされているものの、今回整備した施設の更新・補修履歴の記載を行っていなかった。</p> <p>今後、施設の適正管理を行っていくためにも、台帳整備の徹底を図られたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課：農地整備課】</p> <p>○ 平成 26 年度に整備した施設の更新・補修履歴の台帳への記載を確認した。</p> <p>今後は適切な台帳整備を徹底するよう指導した。</p>

監 査 対 象 団 体	まつら森林組合
監 査 執 行 年 月 日	平成 27 年 10 月 28 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県造林事業補助関係】</p> <p>(1) 補助事業の事業管理で、適正でないものがあった。</p> <p>佐賀県造林事業実施要領運用規程において、確認用の写真の撮影位置及び方向を申請図面に記入することとされているが、記入されていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課：林業課】</p> <p>○ 事業担当職員が、補助事業の規定を熟知していなかったため、改めて事業の制度及び実施規程に対する理解を深めるよう指導した。</p> <p>また、補助金申請書の提出にあたっては、事業担当者に任せず、事業担当課全体で確認することとした。</p>

監 査 対 象 団 体	太良町森林組合
監 査 執 行 年 月 日	平成 27 年 10 月 15 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県造林事業補助関係】</p> <p>(1) 交付申請で、適正でないものがあった。</p> <p>補助金の交付額には影響は生じないものの、補助金交付申請書添付の社会保険等の加入状況実態調査表で、雇用保険等の加入状況を誤って記載しているものや、作業者名の記載が一部漏れているものがあった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課：林業課】</p> <p>○ 雇用保険等の加入状況の誤った記載については、事業担当と総務担当の確認不足により生じたものであることから、作業員の社会保険の加入状況確認については、責任者を明確にし、組織全体で情報を共有している。</p> <p>また、作業者名簿の記載漏れについては、月給制職員と日給制職員の出役簿の整理時期が異なっていたことに原因があり、今後は、同一時期に同一担当者が整理し、供覧、確認を行っている。</p>

監 査 対 象 団 体	佐賀県高等学校文化連盟
監 査 執 行 年 月 日	平成 27 年 8 月 20 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県高等学校文化事業費補助関係】</p> <p>(1) 契約事務で適正でないものがあった。 10万円以上の契約に際し、見積り合せが行われていなかった。</p> <p>(2) 実績報告額と団体の決算額が符合していなかった。 補助金の交付額には影響は生じないものの、補助対象経費のうち、専門部活動助成事業については、高等学校文化連盟助成金や生徒からの参加料等で実施されていたが、生徒からの参加料等(2,646千円)が団体の決算書に計上されておらず、実績報告額と団体の決算額が符合せず実績報告額の確認ができなかった。</p> <p>実績報告書の専門活動助成費の支出額 6,038,384 円</p> <p>団体の決算書に計上されている決算額 3,392,341 円</p> <p>差 額 2,646,043 円 (参加料等)</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課：学校教育課】</p> <p>○ (1)、(2)については、佐賀県高等学校文化連盟に対し、10万円以上の契約については見積り合わせを行い、実績報告と団体の決算報告が符合するよう指導するとともに、通知を行った。 いずれも、適切に履行確認を行っていく。</p>

監 査 対 象 団 体	佐賀県高等学校体育連盟
監 査 執 行 年 月 日	平成 27 年 8 月 26 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【学校スポーツ競技力向上推進費補助金関係】</p> <p>(1) 補助対象経費の取扱いについて、適正でないものがあった。 補助金の交付額には影響は生じないものの、実績報告書において、補助対象外経費の一部を補助事業に要した経費に含めて報告していた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課：保健体育課】</p> <p>○ 補助金の執行に当たっては、補助金交付要綱の規定の事前確認や実績報告書提出における内容精査を徹底するなど、再発防止に努めるよう通知を行った。</p>

監 査 対 象 団 体	“さが”農産物ブランド確立対策推進協議会
監 査 執 行 年 月 日	平成 27 年 8 月 27 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【“さが”農産物ブランド確立対策推進協議会負担金関係】</p> <p>(1) 事務処理で適正でないものがあつた。</p> <p>協議会会計規程では、やむを得ない場合限り立替払を行うことができるとされているが、契約締結に係る印紙代や土産代などの支払いで事務局員による立替払が常態化しており、また、その後の精算処理に期間を要しているものがあつた。</p> <p>立替払について、適正な事務処理を行う必要がある。</p> <p>(例) 印紙代 (400 円) 立替日：H26. 4. 1、精算日：H27. 5. 12 “ (20,000 円) “ : H26. 10. 1、 “ : H27. 5. 12 土産代 (1,150 円) “ : H26. 12. 4、 “ : H27. 5. 12</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課：流通・通商課】</p> <p>○ “さが”農産物ブランド確立対策推進協議会に対し、安易に立替払を行わず、やむを得ず立替払を行う場合は、会計主任に報告し、会計主任の判断を仰ぐとともに、速やかに精算事務を行うよう指導した。</p> <p>○ その結果、会計主任は立替払を認めた場合、立替払の内容（立替払者・金額・支出日等）を台帳（別添様式）に整理し精算まで適切に管理を行っていることを確認している。</p>

監 査 対 象 団 体	佐賀県ヨット連盟
監 査 執 行 年 月 日	平成 27 年 10 月 14 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県ヨット連盟運営費補助関係】</p> <p>(1) 時間外勤務手当で、支給していないものがあつた。</p> <p>平成 27 年 3 月分の時間外勤務手当について、予算を超過したことを事由に、一部支給されていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課：スポーツ課】</p> <p>○ 時間外手当の支給漏れについては、平成 27 年 10 月 30 日に支給されたことを確認した。今後は、情報の共有と適正な事務処理に努めるよう団体に対して指導を行った。</p>

監 査 対 象 団 体	一般社団法人佐賀県聴覚障害者協会
監 査 執 行 年 月 日	平成 27 年 10 月 21 日
<p>(監査の結果)</p> <p>【公の施設：佐賀県聴覚障害者サポートセンター関係】</p> <p>(1) 協定書に基づく再委託の承認が行われていなかった。</p> <p>管理運営業務の第三者への委託に際し、協定書に基づく県の事前承諾の手続が取られていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課：障害福祉課】</p> <p>○ 指定管理委託の事務執行にあたっては、再委託の際の協議書に基づく事前手続等、適切に処理するよう指導した。</p>

2-2 各所管課及び関係課に対するもの

【出資団体等関係】

所 管 課	畜産課
監 査 対 象 団 体	公益社団法人佐賀県畜産協会
(監査の結果) 【佐賀県肉用牛肥育経営安定特別対策事業関係】 (1) 補助金交付要綱で整備を要するものがあった。 佐賀県補助金等交付規則に定める補助金交付申請処理に係る標準的な期間について定められていなかった。	(措置の内容) ○ 平成 27 年 12 月 11 日付けで要綱の一部改正を行い、補助金交付申請処理に係る標準的な期間を 30 日と定めた。また、同日付けで、監査対象団体に対し通知を行った。

【補助金等交付団体関係】

所 管 課	空港課
監 査 対 象 団 体	株式会社近鉄エクスプレスほか4団体
(監査の結果) 【佐賀県佐賀空港国際貨物利用促進事業補助関係】 (1) 交付申請書の審査で不十分なものがあった。 補助金交付申請書添付の国際貨物取り扱い実績で、補助単価の適用を誤っているものがあった。交付申請書の審査を徹底されたい。	(措置の内容) ○ 交付申請書の審査において、適用基準に従って適正な申請の審査を実施するため、事業担当者および複数名による申請内容の確認を徹底していく。

所 管 課	福祉課
監 査 対 象 団 体	社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県社会福祉協議会運営事業(県単)補助関係】</p> <p>(1) 補助金交付要綱で整備を要するものがあつた。 佐賀県補助金等交付規則に定める補助金交付申請処理に係る標準的な期間について定められていなかった。</p> <p>(2) 実績報告書の審査及び団体の指導で不十分なものがあつた。</p> <p>① 補助金の交付額には影響は生じないものの、総事業費及び当該事業に係る収入額について、総事業費として人件費のみ、収入も0での報告がなされているが、団体の資金収支報告書(法人運営サービス区分)では、人件費以外の経費や収入が記載されており、団体に的確な実績報告を行うよう指導するとともに、審査の徹底を図る必要がある。</p> <p>② 地域福祉活動指導実施状況として、個別指導の一般指導を延べ200回、特別指導を延べ100回と報告されているが、この数値の根拠となる記録等が確認できないにも関わらず、報告書を受理している。 今後は、団体に的確な実績報告を行うよう指導するとともに、審査の徹底を図る必要がある。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 平成28年1月29日付で補助金要綱を改正し、「補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付を決定するまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする」とした。</p> <p>○ 補助金要綱を改正し、対応した。 審査についてもさらなる徹底を図る。</p>

所 管 課	長寿社会課
監 査 対 象 団 体	佐賀県老人クラブ連合会
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県老人クラブ活動推進員設置費補助関係】</p> <p>(1) 補助金の交付決定が遅延していた。</p> <p>補助金交付要綱で、補助金交付申請が到達してから交付決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、3ヶ月とすると規定されているにもかかわらず、交付決定までに4ヶ月以上を要していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金変更申請年月日 平成 26 年 10 月 16 日 ・ 補助金変更交付決定年月日 平成 27 年 2 月 25 日 	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 以後、このようなことの無いよう、適切な事務の執行を行っていく。</p>

所 管 課	障害福祉課
監 査 対 象 団 体	社会福祉法人たちばな会ほか6団体
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県社会福祉施設等耐震改修等整備費補助〔耐震改修分〕関係】</p> <p>(1) 補助金の交付決定が遅延していた。</p> <p>補助金交付要綱で、補助金等の交付申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は30日間と規定しているにもかかわらず、交付決定までに38日を要していた。</p> <p>補助金交付申請年月日 平成 25 年 7 月 11 日 補助金交付決定年月日 平成 25 年 8 月 17 日</p> <p>(2) 補助事業実績報告書の審査で、不十分なものがあつた。</p> <p>補助事業の年度繰越に伴う現年度の出来高に関する実績報告書が提出されていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助金交付における交付決定手続にあたっては、補助金交付要綱を遵守し、適切に行うよう改めて職員に周知した。</p> <p>○ 補助金交付にかかる事務執行にあたっては、補助金等交付規則を遵守し、適切に処理するよう改めて職員に周知した。</p>

所 管 課	医務課
監 査 対 象 団 体	医療法人博文会小柳記念病院ほか2団体
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県病院内保育所運営事業費補助関係】</p> <p>(1) 実績報告書の審査で、不十分なものがあつた。</p> <p>収支決算書及び収支状況報告書で保育料収入、給与費、退職給与引当金の数値が誤ったまま受理しており、実績報告書の審査を徹底する必要がある。</p> <p>(2) 補助金の交付事務で、検討を要するものがあつた。</p> <p>この補助金は、運営費に係るものであり、年度末まで事業が実施されているため、年度内に履行確認が困難であると思われる。全額概算払での支払いを検討されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 実績報告書の審査に必要な財務諸表等の書類を提出させ、適切に審査を行っていく。</p> <p>○ 平成27年度から、全額概算払いでの支払とした。</p>

所 管 課	健康増進課
監 査 対 象 団 体	独立行政法人国立病院機構東佐賀病院
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県新型インフルエンザ等対応病棟整備事業費補助関係】</p> <p>(1) 補助金交付申請書や実績報告書の審査で、不十分なものがあつた。</p> <p>補助金交付申請書や実績報告書の審査にあたり、補助金交付要綱に定めるユニバーサルデザイン標準仕様への適合状況に関する審査が不十分であつた。補助金交付申請書や実績報告書の審査を徹底されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ ユニバーサルデザイン仕様の適合状況については、指摘を受けた後、速やかに審査を行い、適正に対応されていることを確認した。(平成27年11月6日)</p> <p>今後は、補助金交付申請書や実績報告書の審査について、補助金交付要綱に基づき、確実に審査を行うとともに適切な事務処理に務めていく。</p>

所 管 課	こども未来課
監 査 対 象 団 体	佐賀県青少年育成県民会議
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県子ども・若者育成支援推進事業費補助関係】</p> <p>(1) 補助金の精算事務で適正でないものがあった。</p> <p>補助金を全額概算払で支払い、事業費の減少により補助金額の減額変更及び一部返還が必要となったが、年度内に精算を行っていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助金額に変更が生じた際には、変更交付決定を行い、年度内に精算を行うよう職員に周知した。</p>

所 管 課	こども未来課
監 査 対 象 団 体	学校法人清風学園ほか73団体
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県私立幼稚園運営費補助関係】</p> <p>(1) 実績報告書の審査で、不十分なものがあった。</p> <p>実績報告書で、補助対象外経費の一部を補助事業に要した経費に含めて報告されているものがあった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助対象経費については、精査し、適正な事務処理を行うよう団体あて指導を行うとともに、実績報告書については担当職員において、一層の精査を行う。</p>

所 管 課	こども未来課
監 査 対 象 団 体	学校法人清風学園ほか70団体
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県私立幼稚園預かり保育推進事業費補助関係】</p> <p>(1) 補助金の交付決定が遅延していた。</p> <p>補助金交付要綱で、補助金交付申請が到達してから交付決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、90日とすると規定されているにもかかわらず、交付決定までに104日を要していた。</p> <p>補助金交付申請日 平成26年12月4日 補助金交付決定日 平成27年3月18日</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 平成27年10月29日付けで交付要綱を以下のとおり改正した。</p> <p>今後は、交付要綱に定めた期間内に交付決定を行うよう、事務処理を迅速に行うこととしていく。</p> <p>(改正後条文)</p> <p>規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、90日とする。</p> <p><u>ただし、知事が国庫補助金の交付を申請した日から交付の決定を受けた日までの期間については、当該標準的な期間に含めないものとする。</u></p>

所 管 課	こども家庭課
監 査 対 象 団 体	榎田ファミリーホーム
<p>(監査の結果)</p> <p>【平成26年度佐賀県安心こども基金特別対策事業費補助（児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業）関係】</p> <p>(1) 実績報告書の審査について、不十分なものがあつた。</p> <p>実績報告書の審査に当たり、証拠書類の確認が不十分なものが認められたことから、補助条件に従って団体が保管すべき証拠書類の照合など審査を徹底されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助条件に従って団体が保管すべき証拠書類の照合など審査を徹底していく。</p>

所 管 課	産業人材課
監 査 対 象 団 体	職業訓練法人唐津高等職業訓練運営会 ほか10団体
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県認定職業訓練運営費補助関係】</p> <p>(1) 補助金交付要綱で、見直しを要するものがあつた。</p> <p>要綱では、補助金額の算定について、補助率は対象経費の三分の二以内としか定められていないが、運用では国が定める訓練生数に応じた補助対象基準額と対象経費の三分の二の額を比較し、少ない方の額としていた。</p> <p>実際の取扱いと符合するよう要綱の見直しを検討されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助金交付要綱について、実際の取扱いと符合するよう、補助金額の算定方法の記述を改正し、平成28年1月14日付で通知した。</p>

所 管 課	生産者支援課
監 査 対 象 団 体	唐津地域有害鳥獣広域駆除対策協議会 ほか13団体
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県イノシシ等被害防止対策事業費補助関係】</p> <p>(1) 事業効果の早期発現のため、補助金の内示時期を検討されたい。</p> <p>電気牧柵設置事業（国庫事業の要件を満たさないもの）については、補助金の内示が年度後半（12月）に通知されることから、事業実施が遅れている。</p> <p>事業効果の早期発現のため、補助金の内示時期を検討されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ これまで各市町では国庫事業を優先して事業実施を行ってきたため、県単事業のとりかかりが遅くなっていたところであるが、平成28年度は、5月16日に開催した市町担当者会議において、当該事業もできるだけ早期（7月内示）に事業を実施するため、事業申請の提出期限を早めることを説明、協力を依頼し、事業効果の早期発現を図った。</p>

所 管 課	林業課
監 査 対 象 団 体	まつら森林組合ほか17団体
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県造林事業補助関係】</p> <p>(1) 補助事業の指導及び審査で不十分なものがあつた。</p> <p>① 佐賀県造林事業実施要領運用規程において、確認用の写真の撮影位置及び方向を申請図面に記入することとされているが、記入されていないものがあつた。指導及び審査を徹底されたい。</p> <p>② 補助金交付申請書添付の社会保険等の加入状況実態調査表で、雇用保険等の加入状況を誤って記載しているものや、作業名等の記載が一部漏れているものがあつた。交付申請書の審査を徹底されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 現地機関を対象とした造林事業検査等に係る意見交換を行い、それらの意見等を踏まえ、検査マニュアル（Ver1.0）を策定し、申請書類の審査及び成工検査が適切に実施されるように改善を図った。</p> <p>○ 現地機関を対象とした造林事業書類検査勉強会を実施し、申請書類の審査及び成工検査について理解を深めた。</p> <p>なお、勉強会は継続（不定期）していくこととしている。</p> <p>また、森林組合の系統上部機関である佐賀県森林組合連合会から、対象団体及び関係団体に注意喚起を促すとともに適切な指導を行うよう、公文書により依頼した。</p>

所 管 課	農地整備課
監 査 対 象 団 体	東与賀町土地改良区ほか28団体
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県地域農業水利施設ストックマネジメント事業補助関係】</p> <p>(1) 団体への指導で不十分なものがあつた。</p> <p>団体では保有する施設を農業用施設台帳等で管理することとされているが、今回整備した施設の更新・補修履歴の記載を行っていなかった。施設管理を適正に行ううえでも、台帳の確実な整備が必要であり、団体への指導を徹底されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 平成28年2月10日付けで事業実施団体に適正な台帳整備を通知し指導した。</p> <p>今後も重点指導事項として位置づけ、指導を徹底していく。</p>

所 管 課	学校教育課
監 査 対 象 団 体	佐賀県高等学校文化連盟
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県高等学校文化事業費補助関係】</p> <p>(1) 補助金交付要綱で見直しを要するものがあつた。</p> <p>平成26年度から全国高等学校総合文化祭の開催準備のため補助金が増額され、活動の強化が必要な専門部への備品整備費等に充てられているが、要綱では補助金で取得した財産の処分制限の規定がない。補助金で取得した財産が補助目的に沿って活用されるよう、要綱に財産の処分制限規定を設けることを検討されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 交付要綱を見直し、「財産処分の制限」の規定を設け、平成28年度分の補助金から適用することとした。</p>

所 管 課	保健体育課
監 査 対 象 団 体	佐賀県高等学校体育連盟
<p>(監査の結果)</p> <p>【学校スポーツ競技力向上推進費補助関係】</p> <p>(1) 実績報告書の審査で不十分なものがあつた。</p> <p>実績報告書で、補助対象外経費の一部を補助事業に要した経費に含めて報告されているものがあつた。実績報告書の審査を徹底されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 補助金交付事務の適正な執行について、再度周知を行った。</p>

所 管 課	港湾課
監 査 対 象 団 体	佐賀県伊万里港振興会
<p>(監査の結果)</p> <p>【佐賀県伊万里港コンテナ貨物助成事業関係】</p> <p>(1) 負担金の交付事務で検討を要するものがあった。</p> <p>この負担金は、年度末まで事業が実施されているため、年度内に履行確認が困難であると思われる。全額概算払での支払いを検討されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 平成 28 年度より、負担金を全額概算払として対応する事とした。</p>

【公の施設の指定管理団体関係】

所 管 課	障害福祉課
監 査 対 象 団 体	一般社団法人佐賀県聴覚障害者協会 (佐賀県聴覚障害者サポートセンター)
<p>(監査の結果)</p> <p>【公の施設：佐賀県聴覚障害者サポートセンター関係】</p> <p>(1) 指定管理運営業務仕様書で見直しを要するものがあった。</p> <p>物品の貸出許可業務について、仕様書と実態が異なるものがあったので、見直しを検討されたい。</p> <p>(2) 指定管理者への指示で不十分なものがあった。</p> <p>管理運営業務の第三者への委託に際し、協定書に基づく県の事前承認の手続が取られていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 平成 27 年 10 月 1 日付で指定管理運営業務仕様書を変更した。</p> <p>○ 協定書を遵守し、適切に事務処理を行うよう指定管理者への指示を徹底する。</p>

所 管 課	健康増進課
監 査 対 象 団 体	特定非営利活動法人佐賀県難病支援ネットワーク（佐賀県難病相談・支援センター）
<p>(監査の結果)</p> <p>【公の施設：佐賀県難病相談・支援センター関係】</p> <p>(1) 指定管理者への指導で、不十分なものがあった。</p> <p>事業計画書の予算と事業報告書の決算で、人件費や委託費の計上に齟齬があった。指定管理者の予算、決算等の事務処理が適正に行われるよう指導されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>○ 指定管理者は、予算、決算等の事務処理についての理解が不十分であったことから、適切な事務処理を行うよう指導を行った。</p> <p>今後は、事業計画書及び事業報告書の受付時に指定管理者へ内容について確認を行い、適切な事務処理を行うよう指導を徹底していく。</p>